

令和7年度「川崎市障害福祉従事者養成研修事業補助金」交付に係る募集要領

I 事業の概要

1 目的

本市の障害児者支援の質の維持向上を図るため、「川崎市障害福祉従事者養成研修事業補助金交付要綱」第2条に基づき、障害福祉従事者及び従事予定者が必要な技能を習得するための研修を行う法人を募集するものです。

2 募集期間

令和7年6月9日（月）～令和7年6月27日（金）（必着）

3 補助の対象事業

次の研修事業を対象とします。

- （1）川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく指定を受けた第4条第1項で定める移動支援事業等従事者養成研修（以下「移動支援事業従事者養成研修」という。）
- （2）川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく指定を受けた第4条第1項第2号で定める生活サポート事業従事者養成研修及び同条第2項で定める家庭支援従事者養成研修（以下「生活サポート等従事者養成研修」という。）

4 募集内容

研修事業名	定員	令和7年度実施回数
移動支援事業従事者養成研修	20人	3回
生活サポート等従事者養成研修	20人	1回

※上記定員及び実施回数は目安となります。

5 補助金の算定方法

補助金の単価、対象経費及び補助率

研修事業名	川崎市在住又は 在勤の受講者一人当 たりの額（上限額）	対象経費	補 助 率
移動支援事業従事者 養成研修	16,000 円	・人件費 ・旅費 ・講師等謝礼金 ・需用費（消耗品費、印刷製本費、） ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費） ・会場、設備使用料 ・事務用機器、OA機器借上料 ・その他事業の実施に要する経費	10 ／ 10
生活サポート等従事者 養成研修	15,000 円		

※補助金は、実際の補助対象経費が上限額を下回った場合、実際の補助対象経費の額となります。

II 応募の手続き

1 申込資格

応募する法人は、次の各号を満たす必要があります。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）、若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第7条に基づく、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

2 提出書類

申込法人は次の(1)～(8)の書類を提出してください。

また、**複数の研修事業を希望する場合、(1)、(3)及び(4)は研修事業ごとに作成してください。**

	様式名	
(1)	川崎市障害福祉従事者養成研修補助金交付申込書	様式1
(2)	法人調書	様式1-1
(3)	事業計画書	様式1-2
(4)	事業収支予算書 受講料は無料、テキスト代、交通費、飲食代は受講者の自己負担とする。	様式1-3
(5)	法人に関する申出書	様式2
(6)	定款、規約、会則等	様式自由
(7)	法人の令和6年度予算決算（見込）書及び令和7年度予算書	様式自由
(8)	チラシ、パンフレット等活動内容がわかる資料	様式自由

3 書類の提出方法

- 提出書類は持参又は郵送としてください。また、提出様式に押印は必要ありません。
- 郵送する場合、提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担となります。
- 提出期限後は、書類の差替え、変更又は追加は原則認めません。

4 スケジュール

(1)	募集期間	令和7年6月9日（月）～令和7年6月27日（金）
(2)	結果の通知	令和7年7月上旬から7月中旬頃

5 留意事項

- 応募状況等により、募集内容の回数、定員をオーバーする場合は、お申込みいただいた実施回数や、実施法人の調整をさせていただくので、あらかじめ御了承ください。
- 指定が必要な研修事業につきましては、本事業の申し込みをする前に、指定を受けるために必要な準備書類、手続きに御留意ください。申込の結果のお知らせ後、個別に御案内します。（補助金の交付後、指定が取れないこととなった場合は補助金の返還が生じる場合があります。）
- 本補助金の目的は、幅広く、移動支援等の従事者を養成することであるため、研修を実施する法人・事業所での雇用を条件として受講者を募集する研修は本補助金の対象となりません。ただし、雇用の案内等は妨げないため、結果的に雇用につながった場合を除きます。

6 本事業に関する問合せ先等

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉担当

電話:044-200-2653 FAX:044-200-3932

電子メール:40syogai@city.kawasaki.jp